

**【文書名】**

○香川県学校・警察相互連絡制度実施要綱の制定について

(令和5年12月22日付け香人少第183号)

**【概要】**

警察と学校等が、児童生徒の非行及び安全に関し、具体的な情報を連絡し合うことを定めることを目的として、香川県学校・警察相互連絡制度実施要綱を定め、一体となった効果的な立ち直り支援、被害拡大の防止、非行及び被害の未然防止に努め、もって児童生徒の健全な育成を図るものである。

香川県学校・警察相互連絡制度実施要綱の内容は、

- 連絡制度の趣旨
- 連携を行う機関
- 相互連絡の対象
- 相互連絡すべき事項
- 相互連絡の方法

連絡担当者、具体的な方法、連絡上の配慮、連絡の時期

- 運営上の留意事項

秘密保持の徹底、情報の一元化と性格な連絡、保護者等の理解と協力の確保

- 報告

苦情や意見、連絡実施状況結果

である。